

コーポレートガバナンスにおける監査役の意義と役割

早稲田大学 尾崎安央

はじめに

➤2015年監査役監査基準の改定

監査役制度とはなにか

監査役監査実務という現実の中に理想を取り込む 現実を理想に近づけることが重要

監査役制度とは何かという視点から「レベル4」をどのように考えればよいか

一 日本の監査役制度の特殊性

※日本の監査役制度は、比較法的には特殊

(1) 業務執行者に対する人事権の欠如

➤欧米の人たちの日本の法制度に対する理解を妨げている理由

監督者にしては、経営者に対する人事権がない

➤業務執行者と横並びの「監督」機関という制度設計の原点

ドイツ法では監査役は業務執行者に対する「上位者」

経営者の最終人事権をもつ株主総会に向けての意見具申 現行法にも承継

(2) 独任機関制

➤監督機関が独任制という特殊性

取締役会への出席義務・意見陳述義務 監査 情報収集

取締役の違法行為等に対する差止請求権

各監査役に会社財産等の調査権限

(3) 中立的内部機関

➤代表権限まで付与 会社を代表して対取締役の民事訴訟を進行

※監査役会設置会社では、社外監査役が必須となり、中立性は高まる

二 監査とは何か

(1) 監査の概念

➤「監査」は法律概念

1899年商法で「監査役」の用語が採用されたことに始まる 監査役がするから監査

監査の語源：事前監査としての「監督」＋事後監査としての「検査」 いわば合成語
最初の翻訳は「取締役」

(2) 監督機関としての監査役

- 本質的（本来的）機能と考えられる
株主自らが経営をせず、経営を他者（当初は他の株主）に委任したことに由来
⇒エージェンシー関係 モニタリング

(3) 検査機関としての監査役

- 株主における執行と監督の分離 ⇒ 定時株主総会での経営者の信任
その判断の資料としての計算書類とこれに対する監査役の監査意見

(4) 会社法上の監査概念を混乱させている理由

「監督」 監査役の監査と取締役会の監督の境界線
「会計監査」 audit の用語に「監査」の訳語をあてた

i) 監督と監査

- 1974年商法改正時の説明 「適法性」と「妥当性」という境界線
監督機関＝取締役会 妥当性は経営判断事項であるとの理解
監査機関＝監査役
- 近時の多数説 監査役も妥当性に関する意見を述べるができる
∴監査役は業務執行者に対する人事権はないが、その機能は明らかに監督

ii) 監査役監査の会計監査と職業的会計士による会計監査

- 監査役が行う監査は audit（監査論にいう会計監査）ではない
- 監査役監査と職業的会計士の監査に等しく「監査」の語をあてるのは誤解を生むだけ

「会計監査限定監査役」（「会計限定監査役」） いずれの「監査」もしていない

?それでは、監査役のする監査とは？

「取締役の職務の執行を監査する」（会社381条1項前段）とは何をすることか？

(5) 監査を担当する者における基本的属性

- 業務執行者からの独立性
たとえばPDCAサイクルのCは監査ではない
「内部監査」という語の曖昧さ 「監査」の語を使うことの問題性
- 監査役監査が監査たりえるのは、その第三者性
社内出身者の監査役だが、監査役になったときから業務執行者ではない
社内性の放棄 経営からの離脱 企業経営の「両輪」とは？

身分保障 任期・報酬（会社 386 条）・選解任議案における取扱い（会社 343 条）

➤ 監査役は、株主からの負託を受けた会社の役員（監査役監査基準 2 条 1 項参照）

「監査役は、取締役会と共同して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業及び企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。」

- ・ 監督機能については取締役会と協働する
- ・ 独立の機関である
- ・ 良質な企業統治体制を確立する責任を負っている

三 監査役監査基準と監査実務

（1）2004（平成 16）年改定監査役監査基準における監査役監査

➤ 企業をめぐる内外の環境変化等に対応することを目的とし、「監査役に今日的に期待されている役割と責務を明確に、その具体的行動指針を示す」ため ⇒ 全面改定

➤ 「監査」とは「監視」と「検証」と定義

「監視」⇔「監督」 同時的・動的に監督

「検証」⇔「検査」 計算書類等に限らない取締役の職務執行等全般の事後的に検証

（2）適法性監査か妥当性監査か

➤ 監視にせよ検証にせよ、監査の視点は取締役が善管注意義務を尽くしていたかどうか

∴ 必然的に、監査役監査は、適法性監査

➤ しかし、取締役の義務違反発見の端緒が妥当性への疑問ということもありうる

監査役は、わずかな兆候を見逃さないセンサーを磨く必要

※ 監査役の専門性？ 企業内部に精通していること？

⇒ 日常的監査活動を妥当性の観点から行うことには十分な合理性がある

∴ 監査役の日常的な監査活動を適法性に限定するのは妥当でない

監査役の報告義務や行動義務は、適法性に限定される

※ 著しい不当 取締役の義務違反が疑われる場合という趣旨か

（3）内部統制の充実

➤ 監査役監査には、監査環境整備が必要不可欠 特に規模の大きい会社

ボトムラインが内部統制の整備とその充実

経営サイドにおける内部監査機構の構築義務 任務遂行にあつて不可欠のツール

- 監査にとっての情報の重要性
 - 内部統制は監査役が必要とする情報獲得についても役立つ
 - 非常勤社外監査役の場合 補完するための制度整備は不可欠
 - 常勤監査役 監査役スタッフの充実
- 2004年改定監査役監査基準の先駆性
 - システムによる監査 「予言」は的中？

(4) 監査役監査基準と各社の監査役監査基準

- 日本監査役協会（現在は公益社団法人）は、「監査役監査基準」（1975（昭和50）年3月25日制定）と「監査役会規則（ひな型）」（1993（平成5）年9月29日制定）を公表している ⇒ 多くの会社の「監査役会規則」がこれになっている？
 - ⇒ しかし、それらはいくまでもモデル ベストプラクティス
 - ⇒ ただし、監査役会が進むべき方向性を示している 理念型？ 理念の現実化
- 各社の監査役会規則等は裁判規範として参照される例がある
 - ※ 監査役監査基準違反ではなく、会社の内規への違反が監査役の実務の基礎となる可能性
 - ⇒ 監査役監査基準をそのまま内規とすることは危ういのか？
 - 理念から現実へ ベストプラクティスに従った実務の形成こそ重要 改めて自覚を

四 機関構造の選択における監査役（会）設置会社

(1) 法定監査機関の鼎立

- 監査役制度への根強い批判
 - ← 監査役ほど強力な法定権限をもつ監督機関はない
 - ⇒ 1974（昭和49）年以降は、監査役の権限強化の歴史
- 2002（平成14）年商法特例法改正 委員会等設置会社創設の意味
 - 監査役会制度に対する批判の現実化第1歩？
- 指名委員会等設置会社を採用する会社数が増えない原因
 - 指名委員会制度への抵抗感
- 監査等委員会設置会社制度創設の意味
 - 監査役会制度に対する批判の現実化第2弾？
 - 社外取締役設置の強制の動き 横滑り？
 - 社外取締役と監査役の異同
- ※ 監査役会設置会社における任意の指名委員会や報酬委員会設置の動き
 - CGCの影響
 - 社外取締役を取締役会構成員に加えることのメリットの承認

➤法定監査機関鼎立状態

機関構造競争？

圧倒的に監査役会設置会社が多い 監査等委員会の人気

いずれにしても、有報提出大会社という条件下では、内部統制は必要不可欠

(2) 独任監督機関としての監査役制度の再評価

➤監査委員と監査等委員は独任制機関ではない

むしろ、監督機関としての実効性の観点から、独任機関的権限の部分的付与

それは監査役制度が優れていることの証拠ではないか？

⇒ コーポレートガバナンスの議論において、監査役制度を再評価すべきではないか

(3) 監査役と社外取締役

➤取締役会の在り方改革の必要性 CGC参照

取締役会は、業務執行の決定機関＋取締役の職務執行の監督機関

効率的・効果的 ⇒ 意思決定の面・監督の面

➤社外取締役の意義と機能

①取締役会の多様性 多角的な検討を経た意思決定 多角的な監督

②緊張感 内部者以外の者がいることによる緊張感 説明義務履行の第一段階

③中立性 利益相反等における裁定者

※監査役の機能と類似する部分が多い

例：業務執行者に対して質問をし、納得できる説明があるかどうかを判断する

社外取締役 自らも取締役 決定参加者として自らの義務履行に適うかどうか

監査役 取締役の善管義務が尽くされているかどうか

➤非業務執行役員の意義・機能という捉え方

意思決定の面

取締役会一元的機関構造 議決権がある 意思決定プロセスに参加し、決定する

監査役制度 議決権がない 出席・意見陳述 意思決定プロセスの適法性監査

監督の面

社外取締役が少数派状況では、実効性に疑問がある ⇒ 社外独立だけの取締役会

監査役は取締役・代表取締役に対する解任・解職権限がない サポート体制

情報へのアクセス

社外取締役も監査役も経営者と同等の情報がないとその職責を果たせない

社外取締役 情報？ CGC 取締役会の実効性 情報提供の早期化・説明

監査役 監査環境の整備の一環

法定の調査権限 会社の内部部門や会計監査人との連携

おわりに